

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成28年(ヨ)第 2552 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に 金20万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者に対し、別紙投稿記事目録記載の投稿記事にか
かる別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ。

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を仮に削除せよ。

平成 28 年 9 月 23 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 田 中 一 洋

当 事 者 目 録

(送達場所)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目8番26号 巴町アネックス6階

定本健嗣法律事務所

電 話 03-5776-0285

FAX 03-5776-0287

債権者代理人弁護士 定 本 健 嗣

同 弁護士 千 葉 陽 平

〒367998 シンガポール プレイフェア路80

カポファクトリービルディング07-15

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15

KAPO FACTORY BUILDING

SHINGAPORE (367998))

債 務 者 パケットモンスターインク. ピーティーイー. エルティ
ーディー

(PACKET MONSTER INC. PTE. LTD.)

代表者取締役 エフェンディ アハマド ハリス メリカン



(EFFENDY AHAMED HARITH MERI
CAN)





発信者情報目録

- 1 別紙投稿記事目録に係る投稿記事を投稿した際の、
 - (1) IPアドレス
 - (2) 携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別番号
 - (3) SIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの
- 2 前項（1）のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、前項（2）の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る携帯電話端末等又は前項（3）のSIMカード識別番号に係る携帯電話端末等から、債務者の用いる特定電気通信設備に投稿記事が送信された年月日及び時刻





投稿記事目録

投稿番号：14

投稿名：名無しさん@どっと混む

投稿日時：2016年5月11日 16:12:10.76

投稿ID：8TBoswK5b

URL：<http://ai.2ch.sc/test/read.cgi/venture/1436198084/14>



これは正本である。

平成 28 年 9 月 23 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 神 戸 由 佳

